

京都市魚アラリサイクルセンター規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第123号

京都市魚アラリサイクルセンター規則

(設置)

第1条 魚アラ（魚介類の肉、皮、骨、臓器等の残さをいう。以下同じ。）の再生に関する事務を処理させるため、京都市魚アラリサイクルセンター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、京都市伏見区横大路千両松町205番地とする。

(職員)

第2条 センターに次の職員を置く。

所長

管理係長

その他の職員 若干人

2 センターに所長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受け、センターの所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長補佐は、所長が定める事務について所長を補佐する。

3 担当課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(代理)

第4条 所長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長  
又は担当係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第5条 センターにおいて取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 魚アラの再生に関すること。
- (3) 再生処理施設の管理に関すること。

(報告)

第6条 所轄局長は、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定め、  
総務局長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)